

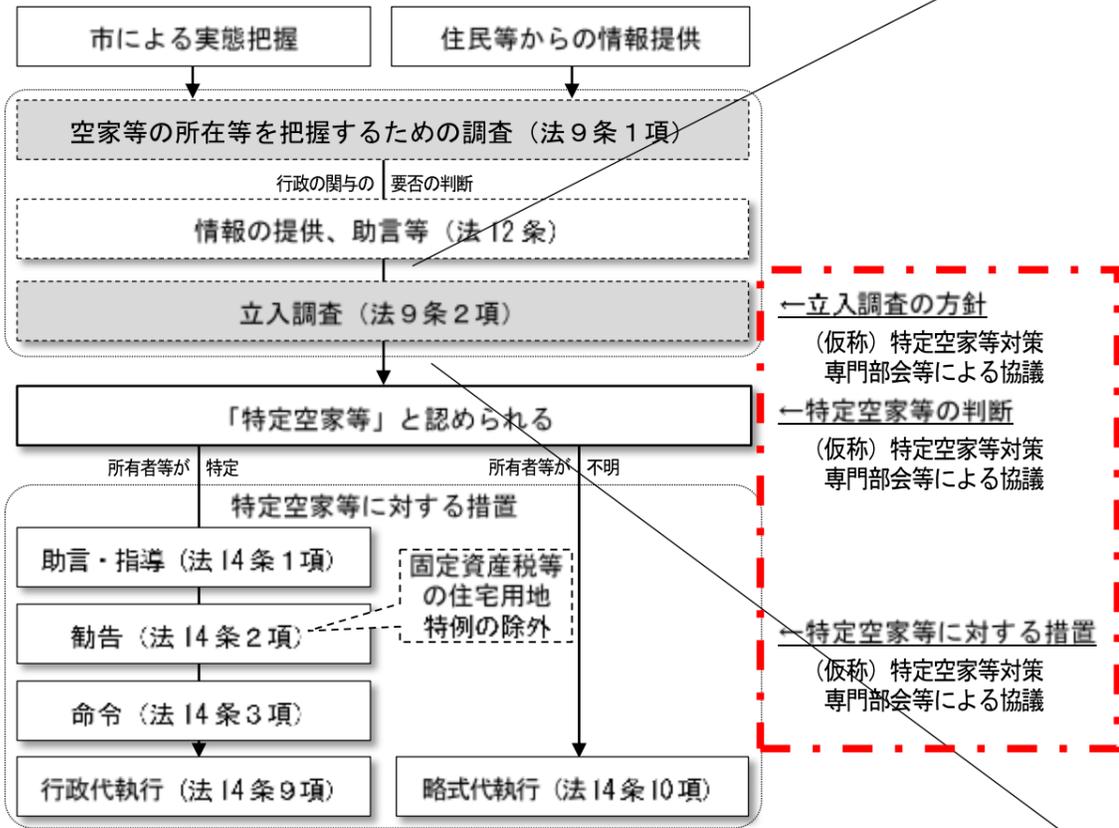
立入調査までの流れ

7 特定空家等への対応（基本方針④）

7-1 特定空家等への措置

適正に管理されず、特定空家等と認められる空家等に対しては、法に基づき助言・指導、勧告等の措置を行うことで、生活環境の保全を図ります。

■特定空家等に対する措置のフロー（案）



○「特定空家等」と認められると、「助言・指導」「勧告」「命令」「代執行」等の措置の対象となります。

○勧告された特定空家等の敷地は、固定資産税等の評価額を1/6とする等の優遇措置である住宅用地の特例から除外されます。

- 1 小金井市特定空家等認定基準の作成
- 2 空家等実態調査結果及び住民からの相談状況に基づき、立入調査候補案件の選定。
資料5「立入調査の方針」参照
- 3 市役所職員による対象家屋の現況調査
- 4 該当空家等の関係機関への違法性等照会
資料6「関係機関へのフロー図」参照
- 5 特定空家等認定基準における空家等情報の調査
資料3「小金井市特定空家等認定基準（案）」P19参照
- 6 立入調査対象案件の選定報告（次回令和3年度第2回空家等対策協議会に提示）
- 7 所有者等への立入調査通知
資料7「小金井市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則（案）」様式第1号「立入調査実施通知書」参照
- 8 立入調査の実施
資料5「立入調査の方針」参照
資料8「立入調査の準備等」参照
- 9 立入調査結果（特定空家等認定基準上の判定結果）を協議会に提示
 - ・写真
 - ・総合判定表
 - ・その他注意事項等（通学路など）

